

ケース

地震で借家が壊れたので家主に修理を求めたが応じてくれず、逆に退去を迫られ、敷金も返さないとされた。



# 借家の退去を迫られ、敷金も戻らない!?

アドバイス

- 修理をすれば建て替えなくても住める状態であれば、賃貸借契約は継続していますので、退去する必要はありません。また、家主には借家を住める状態にする義務がありますので、家主に修理を求めましょう。
- 建物が全壊して住めなくなった場合は、賃貸借契約が終了します。このとき、家賃滞納など特別の事情がない限り、敷金全額の返還を求めることができます。
- 不安や疑問に思うことがあれば、お住まいの自治体の消費生活センターや「熊本地震消費者トラブル110番」にご相談ください。

ご相談は

- 熊本市消費生活センター (096) 383-0999
- 熊本市消費者センター (096) 353-2500 なくそうよ、心配
- 「熊本地震消費者トラブル110番」※ (フリーダイヤル) 0120-7934-48

※2016年7月14日まで